

「人を対象とする研究」倫理指針

1. 目的

この指針は、一般社団法人日本産業カウンセラー協会（以下「協会」という）および産業カウンセリング研究所（以下「研究所」という）が行う、人を直接の対象とし、個人からその人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる調査、実験等の研究活動（以下「人を対象とする研究」という。）を行うすべての者（以下「研究者」という）の行動、態度の倫理的指針を示し、その研究計画等の審査に関する事項を定める。

2. 研究の基本

人を対象とする研究を行う者は、協会の定款第4条目的、倫理綱領の理念に則り、生命の尊厳および個人の尊厳を重んじ、科学のおよび社会的に妥当な方法・手段で、その研究を遂行しなければならない。

- (1) 人を対象とする研究を行う場合は、法令、所轄庁の告示、指針等および協会の「個人情報の取り扱いについて」を遵守しなければならない。
- (2) 研究の実施に際しては、対象者の人権の尊重が最も重要であり、科学のおよび社会的利益よりも優先しなければならない。
- (3) 研究者が、個人の情報、データ等の収集・採取を行う場合、安心・安全な方法で行い、提供者の身体的、精神的負担および苦痛をできるかぎり与えないよう努めなければならない。
- (4) 研究および研究に関連する業務に従事する研究者は、その役割を遂行するために必要な教育、訓練を受けていること、または当該研究を実施した経験を有しなければならない。

3. 定義

この指針において、個人から収集・採取する「人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等」（以下「個人の情報、データ等」という）とは、個人の思惟、行動、個人環境、身体等に係る情報およびデータや、人ならびに人由来の材料およびデータ（血液、体液、組織、細胞、遺伝子、排泄物等）をいう。

- (1) 「提供者」とは、研究のため個人の情報、データ等を提供する者をいう。
- (2) 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む）をいう。

4. 研究者の説明責任

研究者が個人の情報、データ等を収集・採取するときは、研究者は、提供者に対して研究目的、研究成果の発表方法など、研究計画について事前に分かりやすく説明しなければならない。

研究者は、個人の情報、データ等を収集・採取するにあたり、提供者に対し何らかの身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合、その予見される状況をできるだけ、事前に分

かりやすく説明しなければならない。

5. インフォームド・コンセント

研究者が、個人の情報、データ等を収集・採取するときは、事前に提供者の同意を得なければならない。

- (1) 「提供者の同意」には、個人の情報、データ等の取扱および発表の方法など関わる事項を含むものとする。
- (2) 研究者は、研究実施期間中いつでも提供者が不利益を受けることなく同意を撤回する権利および当該個人の情報、データ等の開示を求める権利を有することを提供者に周知しなければならない。
- (3) 研究者は、提供者が同意を撤回したときは、その情報、データ等を廃棄しなければならない。
- (4) 研究者は、提供者が同意する能力がないと判断される場合は、本人に代わりうる者からの同意を得なければならない。
- (5) 提供者からの同意は、原則として文書でもって行う。何らかの身体的、精神的な負担、苦痛あるいは危険性を伴うことが予見される場合には、同意については必ず文書でもって行わなければならない。また、研究者は、同意に関する記録を適切な期間保管しなければならない。
- (6) 研究者は、研究活動が終了した後は、収集・採取した個人の情報、データ等を直ちに廃棄しなければならない。ただし、第2項に基づく開示を求められることが予想される場合、氏名を特定しうる個人の情報、データ等については5年間保存しなければならない。
- (7) 研究者は、研究終了後も情報、データ等を活用する場合は、別に定める協会の研究倫理委員会（以下「委員会」という）の審議を経て、提供者に対して説明し、同意を得なければならない。

6. 第三者への委託

研究者が第三者に委託して、個人の情報、データ等を収集する場合は、本指針の趣旨に則った契約を交わして行わなければならない。研究者は、提供者から要求があった場合は、研究目的などを提供者に直接説明しなければならない。

7. 講座等における収集・採取

研究者が、協会の主催する講座、実技訓練等の過程において研究のために受講者から個人の情報、データ等の提供を求めるときは、事前に受講者の同意を得なければならない。

研究者は、個人の情報、データ等の提供の有無により、受講者に成績評価において不利益を与えてはならない。

8. 研究計画等の審査

人を対象とする研究を行う研究者による研究の実施計画の倫理的審査は、研究者から事前に申請された研究計画書およびその他の添付資料等に基づき、委員会で審査を行うものとする。

ただし、倫理的に大きな問題はないと考えられる次のいずれかに該当する研究は、倫理審査申請を行わなくても差し支えないものとする。

- (1) 法律の規定に基づき実施された調査データのみを使用する研究
- (2) 資料として既に連結が不可能で、匿名化されている情報のみを用いる研究

9. 事務

この指針に関する事務は、協会の産業カウンセリング研究所の担当とする。

10. 改廃

この指針の改廃は、委員会の議を経て、執行理事会の承認を得る。

附則 この指針は、2014年4月22日から施行する。